

【資料8-2】

介護現場のハラスメント対策について (訪問看護師・訪問介護員等)

令和5年3月

兵庫県福祉部高齢政策課

兵庫県事業（訪問看護師・訪問介護員 安全確保・離職防止対策事業）の概要

- ▶ 暴力等対策マニュアル・チラシの作成
- ▶ 暴力等対策研修会の実施
- ▶ 暴力等対策相談窓口の設置
- ▶ 2人訪問補助
- ▶ 1人訪問補助



相談窓口について

名 称	訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご
場 所	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目6番24号
電話番号	078-371-4165
利用日時	月曜日～金曜日 13:00～16:00（休祝日・年末年始を除く）
相談内容	<p>（相談内容は守秘義務により守られます）</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者や家族などから受ける暴力等※の発生時、発生後の対応について・専門相談窓口の紹介 <p>法的相談・制度の相談・メンタル相談など</p> <p>※暴力等とは：身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント、他の相談を受け付けます。</p>
相談できる人	<p>（兵庫県内の事業所に限ります）</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所に勤務する訪問看護師、訪問介護員・事業所の管理者・その他訪問業務にかかわる職員等
相談件数	H29年度：2件、H30年度：17件、R元年度：18件 R2年度：15件、R3年度：18件、R4年度：20件(12月末現在)



▶ 2人訪問補助とは

▶ 1人訪問補助とは

2人訪問補助とは



○補助の内容

訪問看護師、訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者や家族などからの暴力行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、**利用者・家族などの同意が得られず**、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助

○補助の要件

- ・ 兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定訪問介護事業所
- ・ 介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供

補助対象となる暴力行為の例

迷惑行為	じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や、動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける、又は居宅内外に置く等
暴言	訪問者等への悪口、侮辱
過大なクレーム	恫喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム (※長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。)
ストーカー行為	つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等
セクシャルハラスメント	抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等
脅迫	殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えることや、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等
暴力行為	素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等
器物破損行為	故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等

補助単価

※負担割合・・・市町1/3 県1/3 事業者1/3

区分			補助単価
訪問看護 (介護予防を含む)	看護師等による 複数名訪問	30分未満	2,540円/回
		30分以上	4,020円/回
	看護師等と看護補助者による 複数名訪問	30分未満	2,010円/回
		30分以上	3,170円/回
訪問介護 (介護予防を除く)	訪問介護員による 複数名訪問	20分未満	1,670円/回
		20～30分未満	2,500円/回
		30分以上	3,960円/回

▶ 例

看護師等による複数名訪問 30分未満 1回



1,690円が事業所へ補助(10円未満切り捨ての場合)

(2,540円×2/3≒1,690円)

市町の実施状況について

○実施市町【29市町】

神戸市、西宮市（H29年度～）

相生市、豊岡市、赤穂市、三木市、小野市、丹波市、朝来市、
宍粟市、佐用町（H30年度～）

尼崎市、川西市、猪名川町、養父市（R元年度～）

姫路市、三田市、加古川市、播磨町（R2年度～）

明石市、加西市、南あわじ市、市川町、福崎町、神河町（R3年度～）

西脇市、高砂市、丹波篠山市、多可町（R4年度～）

○実施していない市町

市町の介護保険担当課は事業所から暴力等の相談があれば（実際のニーズが確認されれば）、予算化に向けて検討される場合がありますので、一度、市町へご相談ください。

補助事業実績

H29年度：実績なし(補助開始が平成30年1月からのため)

H30年度：2市（訪問38回分）

R元年度：2市（訪問261回分）

R2年度：1市（訪問156回分）

R3年度：1市（訪問117回分）

ケース①	訪問看護
利用者	86歳男性、要介護3、アルツハイマー型認知症
暴力行為の内容	訪問看護師に刃物等で危害を与える危険性あり

ケース②	訪問介護
利用者	91歳男性、要介護5
暴力行為の内容	ヘルパーに対する暴力行為（蹴る）、つばを飛ばす

補助事業を利用した事業者の声

- ◎ 安心して訪問に行けるようになった
- △ 書類の手続きが煩雑
- △ 市町へ申請してから承認されるまでに時間がかかる

補助金申請の流れ

申請手続きには3つのSTEPがあります。

STEP① 事前協議(利用者の状況確認)



STEP② 交付申請



STEP③ 実績報告

※随時、現況報告書の提出により利用者の状況確認を行います。

STEP①事前協議(利用者の状況確認)

利用者の状況を確認するため、次の**(1)及び(2)又は(3)**の書類を市町の介護保険担当課へ提出してください。

(1)事前協議書

(2)暴力行為等の内容が確認できる記録

(例)サービス提供記録

(3)第三者による確認記録

(例)医師の2人訪問の指示書

事前協議書様式1

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止事業 事前協議書

○事前協議事業者

事業所番号	2800000000	事業所名	兵庫訪問看護ステーション
サービス種類	訪問看護	住 所	神戸市中央区〇〇-〇〇
担当者名	兵庫 太郎	連絡先	TEL:078-111-1111 FAX:078-111-2222

1 利用者等の記録

利用者の状況	氏 名	まるまる 〇〇 〇子		
	年 齢	85	性 別	女
	被保険者番号	0000000000	要 介 護 度 等	要介護4
	特 徴 等			
暴力行為等を行う者の状況 (利用者と同じの場合は記載不要)	氏 名	まるまる 〇〇 〇男	利用者との関係	利用者の息子
	年 齢	55	性 別	男
	被保険者番号	—	要 介 護 度 等	自立
	特 徴 等	過去に暴言による事業所の変更あり		
暴力行為等の内容	訪問看護師の処置に気に入らないことがあると、大声で罵倒する。3回目の訪問時に訪問者の腕を掴んだ。			
確認資料名	サービス担当者会議記録			
資料作成者	〇〇居宅介護支援事業所 〇〇ケアマネジャー			
(※行政確認欄)	あり ・ なし			

事前協議書様式 2

2 事業者の対応の確認

対応の状況	2人訪問加算の同意依頼（必須）	あり ・ なし
	その他	あり ・ なし
特記事項		
確認資料	あり ・ なし	
(※行政確認欄)	あり ・ なし	

(判定)

事業対象判定 (※行政記入欄)	事業対象 ・ 事業対象外
--------------------	--------------

市町から補助可能との内示ができれば・・・

STEP ② 交付申請

(1)～(3)の書類を市町の介護保険担当課へ提出してください

※市町によって様式が一部異なる場合がありますので、申請等に際しては市町へお問い合わせください。今回の研修では、神戸市の様式を例示します。

(1)補助金交付申請書

(2)収支予算書

(3)事業計画書

事業計画書

(3) 事業計画書様式 (神戸市)

事業者名			
フリガナ 利用者氏名	生年月日 ****/**/**	被保険者番号	住所
補助申請見込額			(単位:円)
補助基準(予定)額 a		補助所要額 b (b×2/3)	
0		0	
<p>(注) 1 a欄には内訳の(ウ)の合計額を記載する。 2 b欄は10円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。</p>			
(内訳)			(単位:円)
サービス種類	補助基準単価 (ア)	訪問回数(予定) (イ)	補助基準額 (ウ) (ア)×(イ)
訪問看護・介護予防訪問看護 30分未満	2,540		0
訪問看護・介護予防訪問看護 30分以上	4,020		0
訪問看護・介護予防訪問看護 (介護補助者が同行する場合) 30分未満	2,010		0
訪問看護・介護予防訪問看護 (介護補助者が同行する場合) 30分以上	3,170		0
訪問介護 20分未満	1,670		0
訪問介護 20分以上30分未満	2,500		0
訪問介護 30分以上1時間未満	3,960		0
			0
合計		0	0

収 支 予 算 書

(2) 収支予算書様式 (神戸市)

1 収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金として	円	当該事業に係る支出予定額に2/3を乗じた額 (10円未満の端数は切り捨て。)
事業者負担として	円	
計	円	

2 支出の部

サービス種類	予 算 額	内 訳
訪問看護, 介護予防訪問看護	円	30分未満 2,540円/回
訪問看護, 介護予防訪問看護	円	30分以上 4,020円/回
訪問看護, 介護予防訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	円	30分未満 2,010円/回
訪問看護, 介護予防訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	円	30分以上 3,170円/回
訪問介護	円	20分未満 1,660円/回
訪問介護	円	20分以上30分未満 2,490円/回
訪問介護	円	30分以上1時間未満 3,950円/回
	円	

- ✓ 提出後、市町から補助金交付決定通知書の発行。
- ✓ 補助対象期間のおおむね半期に 1 回は、**現状報告書**を市町へ提出し、状況確認。

実績が確定すれば・・・

STEP③ 実績報告

(1)～(3)の書類を市町の介護保険担当課へ提出してください

※市町によって様式が一部異なる場合がありますので、申請等に際しては市町へお問い合わせください。

(1)実績報告書

(2)収支決算書

(3)事業実績報告書



補助金の交付

よくある質問

Q1 医療保険で訪問看護を利用している利用者は対象になりますか。

A1 医療保険での利用者は対象となりません。
介護保険で利用している利用者が対象です。

Q2 市町の介護保険担当課へ事前協議を提出してから、時間がかかると聞いたのですが、市からの内示が出るまでの間に訪問している2人訪問は対象となりますか。

A2 市町の事前協議の承認が出れば、2人訪問の実施日に遡って対象になります。

※ 事前協議以前に2人訪問をした場合については、2人訪問が必要と確認できる記録があれば対象となる場合がありますので、市町へご相談ください。

Q3 2人訪問の際、同行する者に要件はありますか。

A3 訪問看護については、看護師等のほか、看護補助者が同行した場合にも補助対象になります。

訪問介護については、訪問介護員が同行する場合のみ補助の対象になります。
なお、いずれの場合も同じ事業所に雇用されていることが必要です。

1人訪問補助とは

○補助の内容

2人訪問できる体制確保が困難な事業所において、
1人訪問時の安全対策を行った場合の費用補助

○補助対象経費

警備保障会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費

※基本料金、月額料金、ガードマン出動料金は対象外



1人訪問補助とは

○補助の要件

- ・ 兵庫県内の訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回事業所
- ・ 介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供

○補助単価 21,500円 ※負担割合…市町1/3 県1/3 事業者1/3

▶ 例 機器購入費 30,000円…補助基本額21,500円



14,000円が事業所へ補助(千円未満切り捨て)

(21,500円×2/3≒14,000円)

市町の実施状況について

○実施市町【6市町】

神戸市、姫路市、猪名川町(R2年度～)
加古川市、三田市、南あわじ市(R3年度～)

○実施していない市町

市町の介護保険担当課は事業所から暴力等の相談があれば（実際のニーズが確認されれば）、予算化に向けて検討される場合がありますので、一度、市町へご相談ください。

補助金の事業所向け案内チラシ

補助金のご案内 | 訪問看護師・訪問介護員の方へ

訪問
看護師

訪問
介護員

の

安全確保・離職防止対策 のための 補助金

兵庫県では、平成 26 年に実施された暴力に関する調査で、利用者等から暴力を受けた経験のある訪問看護師が 5 割を超えていたことを踏まえ、訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止を図るため、県と市で共同して、利用者等からの暴力行為などで 2 人以上の訪問が必要な場合の支援を実施しています。

1 2 人訪問の費用補助

詳細裏面

看護師等	4,020 円 (1 回あたり 30 分以上)
看護師等と看護補助者	3,170 円 (1 回あたり 30 分以上)
訪問介護	3,960 円 (1 回あたり 30 分以上)

2 ハラスメント対策取り組み費用補助

詳細裏面

訪問介護 21,500 円

兵庫県

1 2 人訪問の費用補助

補助の内容

訪問看護師、訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者や家族からの暴力行為などで 2 人以上の訪問が必要なケースで、利用者・家族の同意が得られず、介護報酬上の 2 人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助

補助対象

・兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定訪問介護事業所

・介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供

補助基準額

訪問者等に応じた以下の表の額 (1 回あたり)

負担割合

県 1/3、市町 1/3、事業所 1/3

時間	30 分未満	30 分以上	
看護師等	2,540 円	4,020 円	
看護師等と看護補助者	2,010 円	3,170 円	
時間	20 分未満	20~30 分未満	30 分以上
訪問介護	1,670 円	2,500 円	3,960 円

実施市町

(令和 4 年 3 月時点)

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、赤松市、猪名川町、多可町、播磨町、市川町、福崎町、神戸市、佐用町

2 ハラスメント対策取り組み費用補助

補助の内容

2 人訪問できる体制確保が困難な事業所において、1 人訪問時の安全対策を行った場合の費用補助
賃借保証会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費
※基本料金、月額料金、ガードマン出勤料金は対象外

補助対象経費

補助対象

・兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定訪問介護事業所、定期巡回事業所
・介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供

補助額

21,500 円

負担割合

県 1/3、市町 1/3、事業所 1/3

実施市町

(令和 4 年 3 月時点)

神戸市、姫路市、加古川市、三田市、南あわじ市、猪名川町

補助金を利用する場合、
補助事業の実施市町の介護保険担当課にお問い合わせください。

事業所がある市町が補助事業を実施していない場合

市町の介護保険担当課は、事業所から暴力等の相談があるなど実際のニーズが確認できれば、予算化に向けて検討される場合がありますので、一度市町へご相談ください。

暴力の発生時には、以下もご活用ください

(1) 訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル
(3) ハラスメントに関する研修の手引き等
(厚生労働省老健局 HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

(2) 訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご
月～金 13 時～16 時 (休祝日・年末年始を除く)

TEL 078-371-4165

兵庫県健康福祉部 少子高齢局 高齢政策課 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/houkananzen.html>

県の事業を活用



職場環境の向上



離職防止へ！

ご静聴ありがとうございました

